

## 令和5年度北栄町防災会議 次第

日時 令和6年3月22日(金)午後1時30分～

場所 大栄農村環境改善センター大会議室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 報告事項

(1)令和5年度 災害等対応状況について…資料No.1

(2)令和5年度 町防災事業の実施状況について…資料No.2

### 5 協議事項

(1)北栄町地域防災計画の見直しについて…資料No.3

(2)令和6年度 町防災事業(取組予定)について…資料No.4

### 6 意見交換

(1)北栄町防災への意見・要望等について

(2)その他

### 7 その他

### 8 閉会

## 北栄町防災会議委員名簿

任期:令和6年3月22日～令和6年3月21日

(敬称略)

機 関 名	職名	氏 名	代理出席者	備考
北栄町	町長	手 嶋 俊 樹		会長
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	所長	藤 原 年 生		1号委員
鳥取県中部総合事務所 県民福祉局	局長	小 谷 章	副局長 澤米 涉	2号委員
倉吉警察署	署長	山 本 明 義	警備課係長 大久保 昇	3号委員
北栄町	副町長	岡 本 圭 司		4号委員
北栄町	総務課長	磯 江 昭 徳		//
北栄町	産業振興課長	清 水 直 樹		//
北栄町	福祉課長	小 澤 靖		//
北栄町	地域整備課長	手 嶋 寿 征		//
北栄町	教育総務課長	中 原 浩 二		//
北栄町教育委員会	教育長	笠 見 隆 志		5号委員
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	局長	前 田 輝 彦		6号委員
北栄町消防団	団長	川 口 美 記 也		7号委員
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	小 川 原 秀 哉	設備部担当課長 豊田 和也	8号委員
中国電力ネットワーク株式会社 倉吉ネットワークセンター	所長	小 畑 誠		//
鳥取中央有線放送株式会社	管理部総合戦略室長	加 登 脇 有		//
自主防災組織代表	上種自治会長	平 信 英 明		9号委員
鳥取県自主防災活動アドバイザー	アドバイザー	長 谷 川 孝 司		//
北栄町大栄赤十字奉仕団	委員長	勝 田 初 美	欠席	10号委員
北栄町北条赤十字奉仕団	委員長	脇 坂 み どり		//
北栄町社会福祉協議会	総務・地域福祉係長	秋 草 ゆ み 枝		//
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	施設次長	飯 田 憲	米塚 友哉	//
北栄町	健康推進課長	吉 岡 正 雄		//

### 事務局

北栄町総務課情報防災室	室長	山 本 幸 司		
北栄町総務課情報防災室	副主幹	田 熊 勝 美		

## 令和5年度 災害等対応状況について

## ●8/15 台風7号

暴風警報	4:34-20:10	警戒体制(1)	5:30-19:15
大雨警報(浸水害)	6:11-23:10	自主避難所開設	10:00
大雨警報(土砂災害)	15:43-16日4:18		
洪水警報	15:43-16日4:18		
土砂災害警戒情報	19:15-16日4:00	警戒体制(2)	19:15-16日4:30

被害:町道への土砂流入、倒木被害、がけ崩れ、農業施設、農作物被害

## ●9/5 台風13号

大雨警報(浸水害)	10:03-14:34	警戒体制(1)	10:03-14:34
-----------	-------------	---------	-------------

被害:なし

## ●1/1 能登半島地震

能登半島地震	16:10		
津波注意報	16:12-2日10:00	総務課待機	16:40-2日10:00

被害:なし

## ●1/24 からの大雪

大雪警報	13:19-25日10:12	警戒体制(1)	13:19-25日10:12
------	----------------	---------	----------------

被害:なし

## 令和5年度 町防災事業の実施状況について

## 1 北栄町総合防災訓練 (9/3(日)AM)北条農村環境改善センター

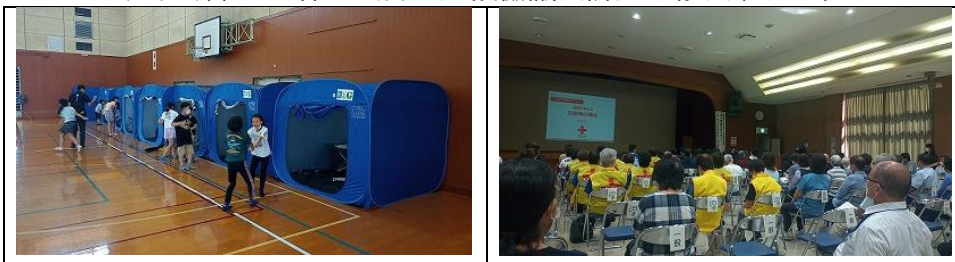
## 訓練内容

- ア 避難所への避難訓練(避難指示発令)
- イ 自治会との避難情報連携訓練
- ウ 防災講演会 「水害から身を守るために！」  
鳥取県自主防災アドバイザー・鳥取市美保南地区自主防災会連絡協議会会長
- エ 炊き出し訓練(赤十字奉仕団:カレーライス150人前作成)
- オ NTTによる災害伝言ダイヤル(171)体験ブース
- カ 消防団巡回訓練、災害備蓄品の組立・展示



## 2 防災研修会

- ア 北条小学校避難所設営体験(9/22)
- イ 北栄町障がい者地域自立支援協議会防災研修会(9/29)



## 3 自主防災組織への助成(R6.3.1 現在)

- ア 自主防災組織育成交付金(訓練活動、訓練用消耗品購入等)  
延べ 46自治会、助成総額 1,019,600 円
- イ 防火防災器具等整備交付金(防火防災器具購入)  
延べ 31自治会、助成総額 1,454,935 円

## 4 防災士の育成

- 防災士資格取得に必要な研修受講費や資格試験受験料の費用を町が負担。  
・R5年度資格取得6名 (合計60名)

## 5 備蓄品の購入

- ・簡易テント25基、折り畳み式ベッド 35 台、毛布120枚、カレーライス180食

## 6 北栄町避難行動要支援者名簿の情報提供に関する条例の制定(施行 R6.4.1)

- 災害時の円滑で迅速な避難を目的として、避難行動要支援者の名簿情報を事前に関係者に提供することを可能とする条例。(町と個人情報に係る協定締結が要件)

## 北栄町地域防災計画の見直しについて

改訂後	改訂前
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第33節 避難行動要支援者対策の強化</p> <p>3. 避難行動要支援者の把握</p> <p>(1)避難行動要支援者の要件</p> <p>自宅居住者のうち以下の要件に当てはまる者</p> <p><u>ア 要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者</u></p> <p><u>イ 身体障害者手帳1級又は2級である者</u></p> <p><u>ウ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級である者</u></p> <p><u>エ 療育手帳Aを所持する知的障がい者</u></p> <p><u>オ その他、災害時の避難が困難な者で町に申出をした者</u></p> <p>6. 避難支援等関係者との名簿情報の共有</p> <p>町は、災害時における避難行動要支援者の避難行動、安否確認に有効に活用するため、個人情報取扱いには十分注意を払い、避難行動要支援者名簿を<u>避難支援関係者(消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他町長が認める関係者)</u>にあらかじめ提供<u>することができる。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画(共通)</p> <p>第2節 北栄町災害警戒本部</p> <p>3. 設置及び廃止</p> <p>(1)警戒本部の設置基準</p> <p>ア地震の場合</p> <p>(ア)震度4が発表された<u>とき、又は津波注意報</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第33節 避難行動要支援者対策の強化</p> <p>3. 避難行動要支援者の把握</p> <p>(1)避難行動要支援者の要件</p> <p>自宅居住者のうち以下の要件に当てはまる者</p> <p><u>ア 単身居住の65歳以上の高齢者</u></p> <p><u>イ 要介護認定3以上を受けている者</u></p> <p><u>ウ 身体障害者手帳1・2級を受けている者</u></p> <p><u>エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者</u></p> <p><u>エ 療育手帳Aを所持する知的障害者</u></p> <p><u>カ 町の生活支援を受けている難病患者</u></p> <p><u>キ 妊婦及び乳幼児</u></p> <p><u>ク 日本語に不慣れな外国人</u></p> <p>6. 避難支援等関係者との名簿情報・<u>個別避難計画</u>の共有</p> <p>町は、災害時における避難行動要支援者の避難行動、安否確認に有効に活用するため、個人情報取扱いには十分注意を払い、避難行動要支援者名簿・<u>個別避難計画</u>を<u>自主防災組織、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会、鳥取中部ふるさと広域連合琴浦消防署・湯梨浜消防署、倉吉警察署</u>にあらかじめ提供し、<u>情報の共有を行う。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画(共通)</p> <p>第2節 北栄町災害警戒本部</p> <p>3. 設置及び廃止</p> <p>(1)警戒本部の設置基準</p> <p>ア地震の場合</p> <p>(ア)町に震度4が発表された<u>場合。</u></p>

が発表されたとき。

(イ)震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となったとき。

(ウ) 広域連携協定を結んでいる自治体において、震度6弱以上の地震が発表されたとき。

(エ)その他町長が必要と認められたとき。

イ 風水害の場合

(ア) 記録的短時間大雨情報が本町で発表されたとき。

(イ)高齢者等避難を発令したとき。

(ウ)次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。

・台風の暴風域が鳥取県を通過することが見込まれるとき。

・指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。

・その他災害が発生し、または発表する恐れがあるとき。

第3節 北栄町災害対策本部

4. 設置及び廃止

(1)設置の基準

ア 地震の場合

(ア)町に震度5弱以上が発表されたとき、又は津波警報、大津波警報が発表されたとき。

(イ)およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

イ 風水害の場合

(ア)避難指示を発令したとき。

(イ)土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(ウ)特別警報が発表されたとき。

(エ)風水害、その他の大災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害を確認したとき。

(オ)その他町長が必要と認めたとき。

第8節 避難計画

(イ)震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となったとき。

(ウ) 広域連携協定を結んでいる自治体において、震度6弱以上の地震が発表されたとき。

(エ)その他町長が必要と認められたとき。

イ 風水害の場合

(ア) 次の気象情報の一以上が本町及び隣市町で発表されたとき。

・記録的短時間大雨情報

・土砂災害警戒情報

(イ)次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。

・台風の暴風域が鳥取県を通過することが見込まれるとき。

・指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。

・その他災害が発生し、または発表する恐れがあるとき。

第3節 北栄町災害対策本部

4. 設置及び廃止

(1)設置の基準

ア 地震の場合

(ア)町に震度5弱以上が発表された場合、又は津波注意報、津波警報が発表された場合。

(イ)およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

イ 風水害の場合

(ア)避難指示を発令したとき。

(イ)特別警報が発表されたとき。

(ウ)風水害、その他の大災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害を確認したとき。

(エ)その他町長が必要と認めたとき。

第8節 避難計画

### 3. 避難指示等の発出及び伝達方法

#### (2) 避難指示等の発令基準

ア 対策本部長は、次の基準を参考にして、気象状況等を総合的に判断した上で、避難指示等を発令するものとする。

イ 基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示を発令するものとする。

ウ 避難の指示をしてもなお徹底しない場合は、警察官の措置(警察官職務執行法第4条)により、避難させるものとする。

水害

高齢者等避難【警戒レベル3】

洪水注意報が発表され、はん濫注意水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき

避難指示【警戒レベル4】

洪水警報が発表され、避難判断水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき

緊急安全確保【警戒レベル5】

はん濫危険水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき

#### 第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

##### 3. 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」及び「緊急性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### 第11節 広域応援計画

##### 3. 相互応援協力計画

(3) 災害時福祉支援チーム(DWAT)の派遣要請

町は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性がある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対して DWAT

### 3. 避難指示等の発出及び伝達方法

#### (2) 避難指示等の発令基準

ア 対策本部長は、次の基準を参考にして、気象状況等を総合的に判断した上で、避難指示等を発令するものとする。

イ 基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示を発令するものとする。

ウ 避難の指示をしてもなお徹底しない場合は、警察官の措置(警察官職務執行法第4条)により、避難させるものとする。

水害

高齢者等避難【警戒レベル3】

洪水予報(洪水注意報)が発表された場合

避難指示【警戒レベル4】

洪水予報(洪水警報)が発表された場合

緊急安全確保【警戒レベル5】

はん濫危険水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき

#### 第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

##### 3. 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### 第11節 広域応援計画

##### 3. 相互応援協力計画

の派遣を要請する。

## 第19節 食糧供給計画

### 3. 供給数量の把握

#### (5) 不足分の食糧の確保

供給食糧の引き受け及び一時保管を行うには、供給食糧の集積保管、保存設備及び輸送用車両の駐車スペースが十分にある施設を利用することが必要。なお、町における供給食糧の集積予定場所は、次のとおり。

【集積予定場所】

施設名
北栄町B&G海洋センター

## 第36節 避難行動要支援者対策の強化

### 1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合の避難にあたり他者からの援護が必要な障がい者等の避難行動要支援者に対し、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るための体制を整備することを目的とする。

## 第19節 食糧供給計画

### 3. 供給数量の把握

#### (5) 不足分の食糧の確保

供給食糧の引き受け及び一時保管を行うには、供給食糧の集積保管、保存設備及び輸送用車両の駐車スペースが十分にある施設を利用することが必要。なお、町における供給食糧の集積予定場所は、次のとおり。

【集積予定場所】

施設名
北栄町B&G海洋センター
<u>北栄町勤労者体育センター</u>

## 第36節 避難行動要支援者対策の強化

### 1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合の避難にあたり他者からの援護が必要な高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等の避難行動要支援者に対し、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るための体制を整備することを目的とする。



## 令和6年度 町防災事業(取組予定)について

## 1 訓練

## (1)町総合防災訓練

9月1日(日) 大栄農村環境改善センターをメイン会場として実施

ア 災害対策本部設置訓練

イ 自治会との避難情報連携訓練

ウ 防災講演会 テーマは未定(地震・風水害・避難情報等)

エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団

オ 救助訓練 北栄町消防団

※令和6年度は、「とっとり防災フェスタ」が県中部地区で予定され、北栄町開催となった場合は、とっとり防災フェスタで町防災訓練を兼ねる。(9月下旬～10月上旬)

## (2)北栄町障がい者地域自立支援協議会防災研修会(7月3日)

## 2 自主防災組織、自治会への活動支援

## (1)避難行動要支援者名簿の情報提供に関する条例の周知

## (2)個別支援の取組

ア 自主防災組織化支援

イ 自治会独自訓練・研修への助言・指導

ウ 自治会防災マップ、支え愛マップ作成支援

## 3 防災士の育成

・県主催による養成研修会が、毎年11月ごろに開催予定。12名育成予定。(町負担)

## 4 備蓄品の購入

## (1)簡易テント、折り畳み式ベッド 699,000円

(2)道の駅ほうじょう車用の毛布 1,000枚 3,960,000円(1/2 県補助金を予定)  
道の駅南エリア駐車場規模:大型 24台×20人、普通 165台×3人=約1,000人

(3)連携備蓄品(保存食(カレーライス、かゆ、炊き出しセット)、保存水、液体ミルク、ウエットティッシュなど)毎年予算化し、保存年限で入れ替える 285,000円